

令和5年1月豊川市国民保護協議会

会議録

豊川市国民保護協議会

令和5年1月豊川市国民保護協議会会議録

開催日時 令和5年1月31日（火） 午後2時9分

場 所 豊川市議会協議会室

出席者 **会長** 豊川市長 竹本 幸夫

委員

1号委員

国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎

第四管区海上保安本部名古屋海上保安部

三河海上保安署長 伊東 弘

2号委員

陸上自衛隊第10特科連隊 第2大隊長 益田 一字

（代理 警備幹部 中嶋 寛司）

3号委員

愛知県豊川警察署長 近藤 賢

愛知県東三河総局長 鈴木 希明

愛知県東三河建設事務所長 白村 暁

4号委員

豊川市 副市長 田中 義章

5号委員

豊川市 教育長 高本 訓久

6号委員

豊川市 危機管理監 鈴木 智彦

豊川市 企画部長 桑野 研吾

豊川市 総務部長 八木 敏光

豊川市 福祉部長 鈴木 敏彰

豊川市 市民部長 須川 勝以

豊川市 産業環境部長 森下 保

豊川市 建設部長 岩村 彰久

豊川市 都市整備部長 増田 孝道

豊川市 上下水道部長 白井 啓貴

豊川市民病院 事務局長 中村 敏之

豊川市 教育部長 前田 清彦

7号委員

西日本電信電話株式会社東海支店 設備部長 鈴木 重明

（代理 災害対策室 担当課長 小野川 知秀）

中部電力パワーグリッド株式会社 豊川営業所長 谷中 麻奈美
サーラエナジー株式会社豊橋供給センター
保安グループマネージャー 蓑和 信生

8号委員

一般社団法人豊川市医師会 会長 後藤 学
豊川市議会 議長 早川 喬俊
豊川市自主防災会連絡協議会長 池本 繁
豊川市消防団 団長 小野 英樹
豊川防災ボランティアコーディネーターの会 代表 河合 美恵子
豊川市女性防火クラブ 会長 平野 美千代
豊川市障害者（児）団体連絡協議会 代表 田中 しづ江
日本赤十字社豊川市第二赤十字奉仕団 代表 鳥居 可志子
豊川市小中学校PTA連絡協議会 代表 谷内 愛沙
豊川市民生委員児童委員協議会 代表 神谷 典江

欠席者 5号委員

豊川市 消防長 岩瀬 誠

7号委員

名古屋鉄道株式会社 国府駅長 大野 浩輝
豊鉄バス株式会社 新城営業所長 清水 孝彦
愛知県LPガス協会東三河支部 豊川分会長 吉見 光晴

8号委員

豊川陸運協会 会長 川端 茂治
国立大学法人豊橋技術科学大学 教授 齊藤 大樹

傍聴人 中村 浩之

事務局 危機管理副監（兼）危機管理課長 土居 秀三
危機管理課 課長補佐 松倉 秀明
危機管理課 課長補佐 木内 久晃
危機管理課 主査 眞河 泰之

議 題 豊川市国民保護計画変更事項（案）について

(午後 2 時 9 分開会)

○危機管理副監

それでは、引き続き、令和 5 年、豊川市国民保護協議会を開催いたします。

それでは、議事に移ります。議事の進行につきましては、豊川市国民保護協議会条例第 4 条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

○会長（市長）

それでは、条例に基づきまして、議事の進行を務めさせていただきます。

本日の会議につきましては、委員 38 名のうち 32 名のご出席をいただいております。従いまして、条例第 4 条第 3 項の規定によりまして、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、運営要綱第 6 条第 2 項の規定により、会議録署名委員の指名をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。中部電力パワーグリッド株式会社の谷中麻奈美委員、企画部長の桑野研吾委員の両名をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

議題であります「豊川市国民保護計画変更事項（案）について」でございます。

国民保護法第 39 条第 3 項の規定によりまして、市町村長が国民保護計画を作成するときは、市町村国民保護協議会に諮問しなければならないとされております。つきましては、お手元に豊川市長から国民保護協議会長あての諮問書の写しを配付してございますが、その諮問に基づきご審議をいただくものでございます。それでは、事務局から説明させていただきます。

○危機管理副監

それでは、説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

説明に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。国民保護計画修正関係の資料は、事前にお配りしました、A 4 横、「令和 5 年 1 月 豊川市国民保護計画変更事項（案）」と、本日お配りしました、A 3、「豊川市国民保護計画の変更について」の 2 点となります。よろしいでしょうか。

まず、A 3 の資料で、概略を説明させていただきます。

まず、1、変更の要旨については、1 として、国民の保護に関する基本方針及び愛知県国民保護計画等の表記に準じる変更及び追加、2 として、気候、人口等について作成時点での最新情報への変更、3 として、市の組織機構改革等による変更、4 として、誤記の修正や表記の整理による変更となります。

次に2、変更の内容については、別紙、豊川市国民保護計画変更事項（案）のとおりです。

次に3、変更日程（予定）については、令和4年12月20日に市長からの諮問を受け、本日、国民保護協議会を開催し、併せて答申をいただきたいと思いますと考えております。今後については、2月には愛知県知事への変更協議を行い、回答をいただいた後、3月には国民保護計画の変更、議会への報告、市民への公表を予定しております。

4から6については、国民保護に関する枠組みについて説明しております。

まず、5、国民保護法とは、をご覧ください。正式には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年6月18日に公布されました。この法律は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としております。

戻りますが、4、豊川市国民保護計画とは、ということで、国民保護法第35条の規定に基づき、本市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、総合的に推進するために策定されたもので、平成19年1月24日に策定しております。

次に6、武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組みについては、国民の保護のための措置は、大きく、避難、救援、武力攻撃災害への対処、の三つから構成されます。

図によって、国、都道府県、市町村の国民保護措置を説明しておりますが、本市としては、市町村の欄にありますとおり、避難の指示の伝達、避難住民の誘導、県が行う救援に対する協力、武力攻撃災害への対処として、消防、応急措置の実施を行うこととなります。以上が、概略の説明となります。

それでは、引き続き、お手元の「令和5年1月 豊川市国民保護計画変更事項（案）」に従ってご説明をいたします。

表紙をおめくりください。「豊川市国民保護計画変更の概要」「変更の要旨」ということで、内容については、先ほど説明させていただいたとおりとなります。

それでは、変更の主な内容についてご説明いたします。

1 ページ、豊川市国民保護計画変更事項新旧対照表（案）、先ほどの地域防災計画とは並びが逆でございまして、左側が「新」、右側が「旧」、一番右側が変更理由となります。変更の箇所にはアンダーライン、改正後については「赤字」としております。簡潔明瞭に、主だった変更についてご説明させていただきます。

1 ページ、中ほど、第3章、関係機関の事務又は業務の大綱等、愛知県については表記の整理、指定地方行政機関の東海財務局、中部近畿産業保安監督部、一枚おめくりいただいて日本赤十字社については、表記との整合となります。

2 ページ、第4章、市の地理的、社会的特徴ということで、(2)、気候、(3)、人

口、3ページの(4)、道路の位置等、については、時点修正となります。

4ページをご覧ください。第2編、平素からの備えや予防、第1章、組織・体制の整備等、第3、通信の確保、第4、情報収集・提供等の体制整備については、令和2年度・3年度の継続事業で、防災情報伝達システムを整備したことによる変更となります。4ページ、中ほどやや下から5ページにかけては、国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更となります。

6ページをご覧ください。生活関連等施設の把握等について、表記の整理を行っております。

7ページをご覧ください。国の参考例の変更に伴う変更となります。

8ページをご覧ください。第3編、武力攻撃事態等への対処、第2章、市対策本部の設置の表については、組織機構改革による変更となります。

8ページ、表の下から、10ページの中ほどにかけては、防災情報伝達システムの運用開始に伴う変更、及び、国の指針の変更に伴う変更となります。

10ページ中ほどやや下、左側の赤字部分、③、弾道ミサイル攻撃についてはの追加については、昨今のJアラート発信の際にも話題になっておりますが、弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくるため、発射された場合には、全ての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある、という国の指針を反映しております。

修正点については以上となります。よろしく願いいたします。

○会長（市長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ご意見、ご質問もないようですので、「豊川市国民保護計画変更事項（案）」につきまして、国民保護協議会として適正であると認めることをご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（市長）

異議もないようですので、「答申（案）」を配付させていただきます。しばらくお待ちください。

（「答申（案）」配布）

○会長（市長）

配付漏れはございませんか。それでは、ただ今事務局から「答申（案）」が配付されました。お手元にお配りした「答申（案）」を、委員の皆さまの総意として提出することとしたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

これで、議事につきましては終了とさせていただきます。ご審議のほどありがとうございました。

それでは、次第の2、その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

○危機管理副監

事務局から、いくつかご連絡を申し上げます。

まず、一点目といたしまして、毎回同じことを申し上げて恐縮ですが、防災会議委員及び国民保護協議会委員の「委嘱・解嘱」についてでございます。これにつきましては、各機関の役職者や、各会の代表の方をお願いをしているところでございます。

任期の途中におきまして、役職者や代表者の方が交代された際には、それに合わせて「解嘱や委嘱」の手続きを、その都度行っております。

本市といたしましても、人事異動の時期などには、注意して情報収集を行うように心がけておりますが、適切な時期に手続きを行えるよう、人事異動や交代がございました場合には、可能な限り、事前にお知らせをいただければと存じます。

また、人事異動や交代の際には、防災会議委員、国民保護協議会委員の委嘱を受けている旨につきましても、後任の方に引き継いでいただければと思っております。

もう一点、今後の「防災会議」及び「国民保護協議会」の開催予定についてでございますが、防災会議につきましては、概ね年に一度、地域防災計画や水防計画の修正を主な議題として、1月末から2月頭にかけての時期に開催させていただいております。特段の報告事項がある場合、それ以外に開催することもございますが、その際には、改めてご案内をさせていただきます。

なお、国民保護協議会につきましては、本日の協議会は、平成27年1月以来、久々の開催となりましたが、今後につきましては、国及び県の計画変更の状況を踏まえ、協議会を開催する必要がある場合には、ご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「その他」については以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長（市長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

用意されています議題などについては、以上でございます。そのほか、皆さまのほうから何かございますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして、令和5年1月、豊川市国民保護協
議会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(午後2時24分閉会)

以上の会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年1月31日
豊川市国民保護協議会

会 長 竹 本 幸 夫

署名委員 谷中 麻奈美

署名委員 桑 野 研 吾